

○立命館大学学籍に関する規程

2009年12月18日

規程第829号

第1章 趣旨

第1条 この規程は、立命館大学学則（以下、「学則」という。）および立命館大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）にもとづき、学生の休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学、除籍、卒業、修了等に関して必要な事項を定める。

第2章 休学

（休学の申請）

第2条 休学を願い出る者は、休学願および次の各号に掲げる休学事由区分に応じ当該各号に定める書類を添えて学長に願い出なければならない。これらの書類は、いずれも当該学生本人が、当該学期の授業開始日より定期試験終了日までの期間中、継続して2か月以上就学することができないことを証明するものでなければならない。

- (1) 病気 主治医の診断書
- (2) 家庭の事情 所定の休学理由書
- (3) 経済的理由 所定の休学理由書
- (4) 勤務の都合 勤務先の証明書
- (5) 次の事由による海外渡航 受け入れ先の機関または団体が発行する受入証明書
  - イ 私費による留学
  - ロ インターンシップ
  - ハ ボランティア
  - ニ その他の学習または研究活動
- (6) 兵役 兵役証明書
- (7) 学長が決定した緊急災害 所定の書類
- (8) その他 学長が定める書類

（休学期間の単位および開始日）

第3条 休学期間は、前期、後期または当該学年の1年のいずれかを単位とする。

2 前項にかかわらず、学期または学年の開始日以後に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。

3 学期または学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

（休学の申請期限）

第4条 休学を願い出ることができる期限は、前期または当該学年の1年の休学を希望する場合は5月31日まで、後期の休学を希望する場合は11月30日までとする。

(休学終了者の手続)

第5条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願、休学願または退学願を添えて学長に願い出なければならない。

(1) 前期末に終了する者 当該年度の8月1日から8月末日まで

(2) 後期末に終了する者 当該年度の2月1日から2月末日まで

2 新たに在留資格「留学」の取得が必要な外国人留学生在が復学を願い出る場合は、前項に規定する期間のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に願い出ることを認める。

(1) 前期末に終了する者 当該年度の6月1日から6月末日まで

(2) 後期末に終了する者 当該年度の12月1日から12月末日まで

### 第3章 復学

(復学の申請)

第6条 復学を願い出る者は、前条の期間中に復学願を添えて学長に願い出なければならない。

2 休学事由が病気である場合には、前項の書類の他、主治医の診断書をあわせて提出し、本大学保健センター医師の診断を受けなければならない。

(復学の開始日)

第7条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

### 第4章 転籍

(転籍の資格)

第8条 学部の転籍ができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たす者でなければならない。

(1) 2年次転籍 1年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。

(2) 3年次転籍 1年次および2年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

2 前項各号にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部および薬学部創薬科学科において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。

- (1) 2年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
  - (2) 3年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 3 第1項各号にかかわらず、経済学部において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。
- (1) 2年次転籍 日本語科目6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
  - (2) 3年次転籍 日本語科目6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 4 第1項各号にかかわらず、産業社会学部において、留学生を対象として特別に実施する入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。
- (1) 2年次転籍 日本語科目6単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
  - (2) 3年次転籍 日本語科目6単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

(転籍の出願)

第9条 転籍を志願する者は、所定の期日までに、転籍願その他必要な書類に転籍選考手数料を添えて、学長に願出しなければならない。

2 転籍については、複数の学部または研究科に願出することはできない。

## 第5章 留学

(留学の申請)

第10条 留学を志願する者は、所定の期日までに留学願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学長に願出なければならない。

(留学の開始日および終了日)

第11条 留学期間の開始日および終了日は、留学を許可する学期の開始日および終了日とする。

(留学終了者の手続)

第12条 留学を終了し、帰国した者は、留学終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学長に提出しなければならない。

(留学の取消)

第13条 留学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長が留学の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 留学に関する手続等を怠ったとき
- (3) 学生査証が認められないとき
- (4) その他学生としての本分に反したとき

#### 第6章 国内交流派遣

(国内交流派遣の申請)

第14条 国内交流派遣を志願する者は、所定の期日までに国内交流派遣願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長に願い出なければならない。

(国内交流派遣の開始日および終了日)

第15条 国内交流派遣期間の開始日および終了日は、国内交流派遣を許可する学期の開始日および終了日とする。

(国内交流派遣終了者の手続)

第16条 国内交流派遣を終了した者は、国内交流派遣終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学部長に提出しなければならない。

(国内交流派遣の取消)

第17条 国内交流派遣の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て学部長が国内交流派遣の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 国内交流派遣に関する手続等を怠ったとき
- (3) その他学生としての本分に反したとき

#### 第7章 退学

(退学の申請)

第18条 退学しようとする者は、退学願を添えて学長に願い出なければならない。

(退学日)

第19条 退学の許可を得た者の退学日は、教授会または研究科委員会等の議を経て、学長が決定する。

#### 第8章 除籍

(除籍日)

第20条 学則第53条および大学院学則第65条に規定する除籍対象者の除籍日は、別表のと

おりとする。

## 第9章 卒業および修了の日

(卒業および修了の日)

第21条 学部の卒業の日は、3月20日とする。ただし、薬学部薬学科の卒業の日は、3月10日とする。

2 前項にかかわらず、前期に卒業要件を満たした者の卒業の日は、秋分の日とする。

3 大学院博士課程前期課程、修士課程および専門職学位課程の修了の日は、3月20日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は、秋分の日とする。

4 大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程の修了の日は3月31日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は9月25日とする。

(停学処分解除後の卒業および修了の日)

第22条 卒業または修了該当者が3か月以内の停学処分を受け、その処分解除日が前条に規定する卒業または修了の日を超えるときは、解除日の翌日を卒業または修了の日とする。

2 前項に規定する卒業または修了の日および3か月を超える停学処分を受けた者の卒業または修了の日が、前期または後期中途となるときは、当該学生の願い出により、教授会または研究科委員会等の議を経て、学長がこれを前条に規定する卒業または修了の日とすることができる。

3 前2項に規定する卒業または修了の日を含む学期の授業料の取り扱いについては、立命館大学学費等の納付に関する規程第8条による。

## 第10章 その他

(保証人)

第23条 保証人は、父母または独立の生計を営む者で保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学部長または研究科長が保証人として不相当と認めるときは、その変更を命ずることがある。

2 保証人は、保証する学生の在籍中に関する事項について一切の責に任じなければならない。

3 保証人が死亡したときまたはこれを変更しようとするときは、遅滞なく届けなければならない。その住所を変更した場合も同様とする。

(学生の氏名)

第24条 学籍簿、卒業証書および学位記ならびに各種証明書等に記載する学生の氏名は、

次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する学生 戸籍上の氏名
  - (2) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生を除く者 住民票記載事項証明書に記載のある氏名または通称名
  - (3) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生 住民票記載事項証明書または旅券に記載のあるアルファベット表記の氏名
- 2 前項第1号および第3号に定める学生が希望するときは、学部の学生にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあつては研究科委員会の議を経て研究科長が、当該学生の氏名を通称名で記載することがある。ただし、第3号に定める学生の各種証明書等のうち証明書については、通称名で記載しない。
- 3 学籍簿、卒業証書および学位記に学生の氏名を通称名で記載する場合は、第1項各号に定める氏名を併記する。

(二重学籍の禁止)

第25条 学生は、在籍中に他の学部、研究科または他の大学（短期大学を含む。）の学生または科目等履修生等になることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学の科目等履修生または他の大学（短期大学を含む。）の学生もしくは科目等履修生等になることを志望する場合には、教育、研究上必要であり、それぞれの大学における学修条件等に支障がないと認められるときに限り、学部の学生にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が許可することがある。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月19日除籍対象者追加、休学等の申請先の規定等に伴う一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

ただし、第20条別表1(3)は2010年度入学者から適用する。

附 則（2011年5月13日転籍要件の変更等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2011年5月13日から施行し、2011年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、国際関係学部の2011年度入学生は、第8条第3項を適用しない。

附 則（2011年12月16日大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2012年3月16日学費変更に伴う大学学則および大学院学則の変更、教学委員会の設置等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月23日学費変更に伴う一部変更の立命館大学学則附則第2項の経過措置により、変更前学則の「学費」を適用される者は、当該経過措置が終了するまでは、第20条および第22条第3項の授業料は入学金を除く学費（授業料、教育充実費および実験実習費の合計額）に読み替える。
- 3 第1項にかかわらず、2012年3月23日経過措置の一部変更に伴う立命館大学大学院学則附則の経過措置により、変更前学則の「学費」を適用される者は、当該経過措置が終了するまでは、第20条および第22条第3項の授業料は入学金を除く学費（授業料、教育充実費および実験実習費の合計額）に読み替える。
- 4 第1項にかかわらず、2012年3月23日学費変更に伴う一部変更の立命館大学学則附則第4項の経過措置により当該年次の授業料を年額の2分の1とされた者で、次表の各号に掲げるものを、当該経過措置が終了するまで、除籍対象者とし、次のとおり除籍日を定める。

除籍対象者	除籍日
(1) 納付期日が4月30日または7月10日とされた授業料未納者	8月末日
(2) 前期学期の復学を許可された日から2週間以内を納付期日とされた授業料未納者	
(3) 納付期日が9月30日または12月20日とされた授業料未納者	2月末日
(4) 後期学期の復学を許可された日から2週間以内を納付期日とされた授業料未納者	

附 則（2012年3月16日大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更の経過措置に伴う一部変更）

2011年12月16日一部改正の附則第2項を次のとおりに変更する。

前項にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部および文学部において、社会人特別入学試験により2011年度以前に入学し、2012年3月31日に在籍する学生については、第8条第2項はなお従前の例によるものとする。

附 則（2012年12月17日 出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する外国人留学生の氏名表記については、なお従前の例による。

附 則（2014年2月18日 薬学研究科4年制博士課程の設置に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年12月15日 除籍対象の追加に伴う第20条別表の一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2015年4月13日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月13日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2015年9月28日 転籍の資格ならびに卒業および修了の日の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年9月28日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第8条は、薬学部創薬科学科、法学部、文学部および産業社会学部の学生については、2016年4月1日以降に入学した学生から適用し、2016年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第1項にかかわらず、改正後の第8条は、経営学部および映像学部の学生については、2015年4月1日以降に入学した学生から適用し、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、改正後の第8条は、政策科学部およびスポーツ健康科学部の学生については、2014年4月1日以降に入学した学生から適用し、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則(2016年1月25日 休学事由区分の追加等に伴う一部改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

別表（除籍日）（第20条関係）

除籍対象者		除籍日
(1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者	①前期授業料未納者（9月入学者の場合は後期授業料未納者）、前期学期分在籍料未納者および前期学期分特別在学料未納者	8月末日
	②後期授業料未納者（9月入学者の場合は前期授業料未納者）、後期学期分在籍料未納者および後期学期分特別在学料未納者	2月末日
(2) 在学年限を超えた者		在学年限の最終日
(3) 休学期間を超えてなお復学しない者		休学期間終了日
(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者		休学期間終了日
(5) 死亡した者		死亡日
(6) 大学院教学委員会において修業の見込みがないと認めた者		大学院教学委員会の議を経て学長が決定する日
(7) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの		同一年次において、再度進級条件を満たさなかった学期の末日